

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 4の欄は、搬送波の周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、拡散範囲）の設計値を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- (3) 5から8までの欄の記載は次によること。
 - ア 5の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
 - イ 6の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
 - ウ 7の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
 - エ 8の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- オ アからエまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の2第1項第4号の(2)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- (4) 添付図面等の記載は、次のとおりとする。
 - ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
 - イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。
 - ウ 外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部を写したものであること。
 - エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。
 - オ 取扱説明書は、製品に付属されるものと同一又は同様の記載のものとし、電力線及び通信線に関する事項（付属の有無、規格、長さ、分岐の有無等）が記載されたものであること。
- (5) 10の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮した事項その他参考となる事項を記載すること。
- (6) 11及び12の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (7) 13から17までの欄は、(2)及び(3)に準じて、測定値を記載すること。
- (8) 18の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。
- (9) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により、変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに変更となる欄について、注1に準じて記載すること。なお、9の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。